

[事案 28-128] 既払込保険料返還請求

・平成 28 年 12 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

新契約の告知にあたり、募集人に健康診断票を提示したにもかかわらず、告知の指示がなされなかったことにより、後日告知義務違反で契約を解除されたことを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 6 月に契約した終身保険について、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 本件契約の告知時に、募集人には高血圧であることを口頭で伝え、さらに健康診断票を渡していたが、高血圧について告知するよう指示がなされなかった。
- (2) 平成 28 年 2 月に、同じ保険会社の別の保険契約について告知した際は、募集人の指示に従って高血圧について告知した。その結果、平成 27 年 6 月の契約に告知義務違反があるとされ、同契約を解除された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 平成 27 年 6 月の契約の告知にあたり、募集人は申立人から健康診断票を提示されていない。
- (2) 告知時に交付した重要事項説明書には、被保険者は告知書にありのままを記入する必要があることや、募集人に告知受領権がないことが記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不適切な点があったかどうかなど告知時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、客観的に告知義務違反は明らかであり、募集人による告知妨害・不告知教唆があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき、手続を終了した。